

公 安 委 員 会	「第三次児童ポルノ排除総合対策（案）」について	平成28年6月2日 少 年 総 務
説明資料No. 1		課

## 1 経緯等

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）が策定後3年を迎えるところ、児童ポルノに係る現下の深刻な情勢を踏まえて、

- ① フィルタリングの普及や情報リテラシーの向上等によるインターネット関連事犯の被害防止対策の推進
- ② 児童ポルノ画像等の削除やISP等によるブロッキングの導入促進等によるインターネット上の流通・閲覧防止対策の推進
- ③ 悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進

の3項目を特に留意すべき課題とし、同総合対策の見直しを行ったもの。

今後、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（議長：国家公安委員会委員長）における審議を経て、7月までに予定される犯罪対策閣僚会議において決定する予定。

## 2 新たに規定される主な事項

### (1) 「インターネット関連事犯の被害防止対策の推進」関係

- フィルタリングの利用や家庭におけるインターネットの利用に係るルール作りの推奨等を行う「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進

### (2) 「インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進」関係

- 児童ポルノに係る流通・閲覧防止の取組や違法情報の関係機関への通報等についての幅広い広報・啓発活動の推進

### (3) 「悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進」関係

- サイバー補導の推進
- 検察、警察及び児童相談所が連携し、その代表者が児童の事情聴取を行うことで、児童の負担軽減等を図る「協同面接」の実施
- 自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪の適切な適用
- 児童保護施策の実施状況等に係る定期的な検証及び評価の実施

## 3 参考

児童ポルノを含む児童の性的搾取等に係る対策については、「第三次児童ポルノ排除総合対策」の内容を反映しつつ、本年度末を目途として同連絡会議において基本計画案を策定し、犯罪対策閣僚会議において基本計画を決定する予定。

公安委員会 説明資料No. 2	稲川会、住吉会、五代目工藤會及び 旭琉會の指定の確認について	平成28年6月2日 組織犯罪対策企画課
--------------------	-----------------------------------	------------------------

## 1 指定の確認の概要

平成28年4月15日に福岡県及び沖縄県の各公安委員会から、同年4月18日に東京都公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 稲川会（主たる事務所：東京都、代表する者：辛炳圭、構成員：約2,800人）
- (2) 住吉会（主たる事務所：東京都、代表する者：西口茂男、構成員：約3,200人）
- (3) 五代目工藤會（主たる事務所：福岡県、代表する者：野村悟、構成員：約470人）
- (4) 旭琉會（主たる事務所：沖縄県、代表する者：富永清、構成員：約380人）

## 2 指定の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

#### ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、その威力を利用した資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的的要求行為により中止命令等を受けている。

#### イ 審査専門委員の意見

いずれの団体についても、審査専門委員から実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率はいずれも暴力団対策法施行令で定める比率を超えており、

### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

## 3 今後の予定

### (1) 6月2日 国家公安委員会による確認

各都県公安委員会へ確認結果通知書を送付

### (2) 6月20日 各団体の官報公示、各団体へ指定通知書を送達

### (3) 6月23日 稲川会及び住吉会の指定の効力発生

### (4) 6月26日 五代目工藤會及び旭琉會の指定の効力発生

公 安 委 員 会	「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」の成立について	平成28年6月2日 給 与 厚 生 課
説明資料No. 3		

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律は、平成28年6月1日に成立した。

## 1 経緯

- 海外での犯罪被害者に対する経済的支援については、平成25年、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生したこと等を踏まえ、犯罪被害者等施策推進会議等で議論。
- 平成26年6月には、与党から法案が衆議院に提出されたものの、衆議院解散に伴い廃案。
- 平成27年からは与野党協議が行われ、相互が合意する形で与党案が修正され、法案提出の時期を巡る調整が継続されていたところ、本年5月18日、衆議院内閣委員会で法案を委員会提案として提出することについて全会一致により採決、同月19日、衆議院本会議で可決、同月31日、参議院内閣委員会で採決、6月1日、参議院本会議で可決・成立。

## 2 法律案の概要等

- 国外犯罪被害者：国外犯罪行為により死亡し、又は障害（障害等級1級相当）が残った日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。）
- 支 給 額：死 亡 し た 場 合 200万円  
障害が残った場合 100万円
- 支 給 手 続 等：都道府県公安委員会に申請し（日本国内に住所を有しない者は領事官経由可）、裁定を受ける  
外務大臣は、国外犯罪被害者等に関する情報を得たときは、国家公安委員会に対し、把握した情報をできる限り速やかに提供  
国家公安委員会は、外務大臣から提供された情報を、関係する都道府県公安委員会に提供
- 施 行 期 日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- そ の 他：今後、下位法令の立案作業を速やかに実施。

**1 全国選挙違反取締主管課長会議の開催について**

第24回参議院議員通常選挙に関し、選挙違反取締りの基本方針等について指示、協議を行うため、6月2日、全国選挙違反取締主管課長会議を開催。

**2 第24回参議院議員通常選挙違反取締本部等の設置について**

6月2日、当庁捜査第二課に課長以下30名の体制で、「第24回参議院議員通常選挙違反取締対策室」を設置するとともに、各都道府県警察については、「第24回参議院議員通常選挙違反取締本部」を設置。

**3 検挙・警告状況**

5月31日（違反取締本部設置2日前）現在の検挙・警告状況は次のとおり。

**(1) 検挙状況**

検挙はない。

**(2) 警告状況**

各都道府県警察が警告した事案は、184件である。

違反態様は、文書違反（文書頒布及び文書掲示）が178件で96%を占めている。

インターネットを利用した選挙違反の警告は2件である。

区分 態様別	今回 (H28.5.31現在)			前回(7月4日公示、7月21日投票) (H25.6.25現在)			増減 件数
	比例	選挙区	計	比例	選挙区	計	
文書頒布	2	4	6	6	10	16	-10
文書掲示	58	114	172	121	362	483	-311
言論	1	2	3	0	3	3	±0
その他	2	1	3	1	4	5	-2
合計	63	121	184	128	379	507	-323

（注）今回及び前回の件数は、いずれも違反取締本部設置の2日前現在のものである。